

吉田町監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、町長から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成27年4月28日

吉田町監査委員 伊藤利勝

吉田町監査委員 大塚邦子

監査の種別	監査の対象
定期監査	産業課
【指摘事項】 （平成27年3月25日 吉監第51号） 吉田町観光協会との「第31回吉田町凧揚げまつり」、「第24回吉田町港まつり・花火大会」、「第28回小山城まつり」事業委託契約書（以下、「契約書」という。）の規定と矛盾する実施状況が下記のとおり散見されたので、適正な事業委託事務の執行とは認め難い。 ① 受注者からの前渡金の支払請求における事業計画書及び請求書について ア 契約書第4条第1項の規定にもかかわらず、事業計画書として団体の「平成26年度事業計画書」が提出されていたが、「事業別計画書」（イベントごと）を提出させるべきである。 なお、「平成26年度事業別（イベントごと）の収支予算書」及び「団体の平成26年度収支予算書」が添付されていた。 イ 契約書第4条第1項の規定にはないが、前渡金の請求書として「委託金交付請求書」が提出されていた。（※ 契約書 第4条第2項 委託料請求書） ② 事業報告の提出時期及びその書類審査並びに支払いについて ア 契約書第4条第2項による規定にもかかわらず、事業報告の提出については、例年、決算後、「委託事業実績報告書」が提出されている（平成25年度委託事業実績報告書は平成26年4月1日付け）とのことで、平成26年度についても平成27年2月13日時点で未提出となっている。	

イ 契約書第4条第3項の規定により、委託料請求書、事業報告の書類の審査を実施し、委託業務の実施の状況がこの契約に適合していると認めるときは速やかに支払うものとなっているが、審査をする前に契約書第4条第1項の規定に該当するとし、前渡金として委託料金全額を支払っている。

【措置の内容】（平成27年4月13日 吉産第92号）

事業委託契約書について別添のとおり見直し、これに基づいた事務処理を行う。

① 事業計画書は、契約書第4条の規定により各イベントの30日前までに受注者から発注者へ提出させるものとする。また、受注者が前渡金の請求をしたい場合には、契約書第6条第1項の規定に基づき前渡金を委託料請求書（前渡金）により請求することができるものとする。

② 事業報告の提出時期は、契約書第5条の規定に基づき各イベントが完了した30日以内の実績報告書を提出させるものとし、書類審査及び支払いは契約書第6条第2項及び第3項の規定により、実績報告書を審査し、契約に適合していると認めた場合には、速やかに委託料を支払うものとする。

また、受注者から委託料請求書（前渡金）により請求された場合には、契約書第6条第2項及び第3項の規定により事業計画書を審査し、契約に適合していると認めた場合には、速やかに委託料を支払うものとする。